

下妻市中小企業等光熱費高騰対策支援金のご案内

光熱費などのエネルギー価格高騰により事業継続に影響を受けている市内事業者の負担軽減を図ると共に、事業の継続を支える資金として、予算の範囲内において下妻市中小企業等光熱費高騰対策支援金を交付します。

交付対象

令和6年分の所得税の確定申告（市県民税申告の場合は市県民税申告で申告した経費）で、1年間分の光熱費等の合計額が年間120万円を超える個人事業者または直近1期（令和6年4月期決算から令和7年3月期決算までのいずれか）の事業年度の法人税の確定申告で、1年間分の光熱費等の合計額が年間120万円を超える法人のうち、以下の要件を全て満たす事業者。

- ① 令和7年4月1日時点で、下妻市内に事業所を有し事業を営む中小企業等
- ② 事業を継続する意思があること
- ③ 市税を滞納していないこと

注）光熱費等とは、電気料金、ガス料金、上下水道料金、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代です。（光熱費等は、下妻市内の事業所で支出した経費を対象とし、販売等に供するものは除きます）

支援金の額

光熱費等の合計額（消費税を除く）	支援金額
年間120万円以上240万円未満	一律 5万円
年間240万円以上480万円未満	一律 10万円
年間480万円以上	一律 20万円

申請期間

令和7年6月2日（月）～ 8月29日（金）

申請書類

- ① 中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書（別紙）
- ③ 補助対象経費内訳書（様式第2号）
- ④ 申告書類及び交付要件確認書類の写し
 - ・法人：決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書などの内訳が分かる資料）
 - ・個人（青色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書（1～4面）または収支内訳書
 - ・個人（白色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び収支内訳書
 - ・個人（市県民税申告）：市県民税申告書及び収支内訳書
- ⑤ 本人確認書類の写し
 - ・法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から3か月以内のもの））
 - ・個人：運転免許証（両面）・マイナンバーカード（表面）など
- ⑥ 市外に本店がある場合は、市内の事業所が確認できる書類の写し（公共料金領収書など）

- ⑦ 振込先口座の通帳等の写し
- ⑧ チェックリスト

申請方法及び申請先

表面に記載の申請書類を揃えて、下記窓口まで提出してください。(郵送可、当日消印有効)

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地 下妻市役所 商工観光課 商工係
TEL 0296-45-8993 FAX 0296-44-6004

申請書類の入手方法

下妻市ホームページからダウンロードしていただくか、以下の場所からも入手できます。

- ① 下妻市役所 商工観光課 (2 階)
- ② 下妻市商工会
- ③ 常陽銀行 下妻支店
- ④ 筑波銀行 下妻営業部
- ⑤ 筑波銀行 たかさい支店
- ⑥ 茨城県信用組合 下妻支店
- ⑦ 結城信用金庫 下妻支店

注 1) 中小企業等の定義は、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者とする (下表のとおり)

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

注 2) 以下の表に当てはまる場合は、本支援金の交付対象外となります。

- ・ 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ・ 事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員である者、または暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ 中小企業基本法上の「会社」に該当しない者
(医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、公益社団法人及び財団法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合、**有限責任事業組合等**)
- ・ 農林水産業 (但し、農業法人は会社法上の会社形態 (株式会社等) であれば対象)
- ・ 支援金の趣旨に照らして、市長が適当でないと認める者